

入札説明書

令和4年4月25日千葉市公告第321号により公告したICタグリーダーライター・アンテナ賃貸借契約（長期継続契約）の入札等については、関係法令等に定めるものほか、この入札説明書による。

1 競争入札に付する事項

（1）物品名

ICタグリーダーライター・アンテナ賃貸借契約（長期継続契約）

（2）物品概要

仕様書のとおり

（3）契約期間

令和4年8月1日から令9年7月31日まで

（4）履行場所

千葉市中央図書館管理課が指定する場所

2 競争入札参加資格

競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていかなければならない。

- （1）令和4・5年度千葉市物品等入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
 - イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
 - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
 - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
 - ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者

- にあっては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
- ヶ 千葉市暴力団排除条例（平成 24 年千葉市条例第 36 号）第 9 条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者
- （3）令和元年度から令和 3 年度までに、本件と同規模以上の履行実績を有し、かつ本件を確実に履行することができること

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

- （1）提出期間 本入札の公告日の翌日から令和 4 年 5 月 9 日（月）まで
(月曜日を除く午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで)
(郵送の場合は令和 4 年 5 月 6 日（金）午後 5 時 00 分までに郵便書留にて必着)
- （2）提出場所 千葉市中央図書館管理課
- （3）提出方法 持参又は郵送
- （4）提出書類
- ア 入札参加資格確認申請書
 - イ 誓約書
 - ウ 履行実績調書
- ※契約書の写し、業務完了報告書の写し等、履行した実績の内容を確認できる書類を添付すること。
- （5）確認通知 令和 4 年 5 月 13 日（金）までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 入札に関する質問の受付

- （1）入札説明書等の内容に関する質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。
- ア 提出期間 本入札の公告の日から令和 4 年 5 月 9 日（月）午後 4 時 30 分まで
 - イ 提出方法 電子メール又は書面
 - ウ 提出場所 千葉市中央図書館管理課（kanri.LJB@city.chiba.lg.jp）
 - エ 質問の様式 所定の様式を用いること。
- （2）質問に関する回答は、令和 4 年 5 月 13 日（金）までに電子メール又は書面にて行う。

5 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和4年5月18日（水）午前10時00分

場所 千葉市中央図書館 2階 会議室

入札参加資格確認結果通知書の提示を求めるので必ず持参すること。

(2) 入札方法

入札者は、原則として前記（1）の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きして、後記「9」の契約事務担当課宛とし、令和4年5月17日（火）の午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(3) 入札方法

入札金額は契約初年度に要する借入金額の税抜額を記載のこと。（参考：入札金額＝月額×契約初年度に使用する月数（8か月）の税抜額）

また、次年度以降の1月当たりの支払額に変更がないようにすること。（借入期間全体の総額ではないので注意すること。）

(4) 入札保証金

要。ただし、千葉市契約規則第8条に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(6) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない（入札前に委任状を提出すること。）。

7 再度入札の実施

- (1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がないときは、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、1回とする。
- (3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記「9」の契約事務担当課で閲覧できる。

9 契約事務担当課

〒260-0045

千葉市中央区弁天3丁目7番7号

千葉市中央図書館管理課 企画班

電話：043-287-4081

電子メール：kanri.LIB@city.chiba.lg.jp